

2026年1月19日開催 食品添加物規制セミナーQ&A

	講師への質問	回答欄
1	JFIAの早見表に○があれば成分規格が一致しなくてもOKとのことだったかと思えます。起源原料や残留溶媒の規格に適合しなくても使用しても問題ないでしょうか。また、最終製品ではなくバルクの添加物や成分の場合に固有な表示方法、包装などの規制がありましたらご教示いただけるとありがたいです。	早見表に○があれば成分規格が一致しなくても使用可能と考えるのは誤りで、日本の成分規格にはない項目も含めて一致することが求められます。同様に起源原料や残留溶媒の規格にも適合する必要があります。 また、バルクの添加物や成分が最終商品の場合の固有な表示方法、包装などの規制は、個々の輸出先毎にその国のルールがあり、それに従う必要があります。 食品添加物、食品添加物製剤の海外での表示ルールについては申し訳ありませんが、知見は持ち合わせておりません。
2	食品添加物早見表は、加工助剤やキャリアオーバー部分は反映されていないのかと思っていますが、いかがでしょうか。消泡材としてシリコンを使用（キャリアオーバー）した商品の輸出規制について知りたいです。	早見表は要望の多い機能分類を8分類選定して記載しています。キャリアオーバーは表示免除のための規定にある用語で使用可否とは異なる概念です。消泡剤は「製造用剤」という機能分類に区分され、調査対象とはなっておりません。 消泡剤としてシリコンを使用する場合の注意に関してですが、前述のとおりキャリアオーバーは表示免除のための概念で、使用の可否の判断基準とは異なる概念です。ご使用になるシリコン樹脂が、輸出先の国の成分規格と使用基準を満たしていることを確認する必要があります。
3	木戸様の資料23ページの表で×になっている国に輸出するとき、どのように考えればよいのでしょうか。例えば日本でゲル化剤として寒天を使用している食品を韓国に輸出するとき、寒天はどういった扱いになるのでしょうか？	「日本でゲル化剤として寒天を使用している食品」がどのような食品なのか？不明ですが、韓国で「寒天」は食品添加物のリストに記載されていないこと、食品として使用可能という根拠が確認できなかったため、×としました。「寒天」が食品として使用が可能かどうかを、現地代理店等を通じてご確認することをおすすめします。
4	海外食品添加物規制早見表には、許可されている添加物の物質名とともに使用可能な食品および使用量基準が掲載されていますでしょうか？	はい、そのとおりです。
5	日本の一般飲食物添加物リストに未掲載の食品であっても、条件次第では添加物として使用可能と理解しておりますが、改めて当該リストが設けられている目的について確認させていただければと存じます。	食品添加物としての使用にあたる場合について、食品関連事業者にとって理解しやすくするために、例示として示されたものと思います。
6	GRASの申請内容の開示はどこで確認できるのでしょうか？	selfGRASは開示義務がないため、GRASと判断した企業に相談するしか方法はありません。selfGRASのうちFDAに告知したものは、以下のFDAのサイトで確認することが出来ます。 <a href="https://www.fda.gov/food/gras-notice-inventory/recently-published-gras-notice-and-fda-letters">https://www.fda.gov/food/gras-notice-inventory/recently-published-gras-notice-and-fda-letters</a>
7	海外の添加物規制についての質問で、Q & Aの際に類似の質問があったのですが、たとえばアルコール（エタノール）について、日本では食品原料として、および製造用剤等（食品添加物）として使用されることもあると認識しています。海外においても、アルコールは食品原料として使用できる国が多いと認識していますが、食品原料として使用可能な国においては、食品添加物のポジティブリストに記載がなくとも、日本で製造用剤としてアルコールが使用されている食品は輸出できると考えてよいのでしょうか？	国によっては使用する原料に制限がある食品カテゴリーがある国も有りますので、「食品だから何にでも使用可」ではなく、当該国の規制を逐一ご確認ください。
8	セミナー中の質問でもありましたが、例えばいちごペーストの中に増粘剤（ジェランガム）が使用されていて、シンガポールでの販売する菓子に使用する場合、早見表ではシンガポールには「増粘剤」はなく「乳化剤、安定剤」の用途でしか記載されていません。セミナーでの回答を参考にさせていただくと、用途として粘度をつけて安定させるなど安定につながる説明になれば、日本：増粘剤＝シンガポール：安定剤と解釈をしてよいとの理解でいいのでしょうか。	合理的な説明が出来れば可能と思います。

	講師への質問	回答欄
9	加工デンプンにおいて、日本では製造用剤：加工デンプン（ヒドロキシプロピル化リン酸架橋デンプン）で記載されていることもあります。同じシンガポールでの早見表の用途は「乳化剤、安定剤」としての用途でしか記載がない場合、日本：製造用剤＝シンガポール：安定剤と解釈をしてよいとの理解でいいでしょうか。シンガポールでの安定剤：2種以上の混和し得ない物質の均一な分散状態を維持する能力を有する物質という解釈ができれば使用可能ということでしょうか。	製造用剤は、甘味料や増粘安定剤など用途名や一括名が定められている用途以外の目的で使用される場合の名称です。よって、日本で「製造用剤」として使用されている添加物を、シンガポールで「安定剤」と見なすことは出来ません。安定剤として合理的に説明可能か否かでご判断ください。
10	食品添加物の制限量確認について質問です。食品カテゴリーが複数にわたる場合（組み合わせの商品、チョコとビスケット、チーズとパン、のような商品）において、どちらか1つの主要なカテゴリーにおける制限量を確認するのでしょうか。それとも原料ごとの確認（植物油中の酸化防止剤、チーズ中の色素など）をしてもよいのでしょうか。	アソート製品の場合は、それぞれの食品（例、チョコ、ビスケット、チーズ、パン）毎に使用基準をご確認ください。
11	食品添加物規制セミナーに関してまして、弊社の製品にある fructose syrup（果糖シロップ）原料は米国の一般的な輸入規制上は問題ないと理解しておりますが、高級スーパーやナチュラル系マーケットに参入する場合、より厳格な基準を満たす必要があるという認識で正しいでしょうか。ご意見やアドバイスを頂けますと幸いです。よろしくお願いたします。	ご質問の内容は、各社の品質要求事項に相当するものですので、貴社の取引先（候補）である高級スーパーやナチュラル系マーケットと当該品質要求事項についてご確認いただくことが適切と考えます。
12	添加物一覧にどうしてビタミンB1が入っていないのでしょうか。	早見表には、現時点では、食品産業センターの調査で要望が多かった、着色料、乳化剤、甘味料、調味料、酸味料、保存料、酸化防止剤、増粘安定剤のみを収載しています。
13	米国の法規である21CFRには食品添加物が使用可能な食品区分および用途が具体的に列挙されているかと思えます。この例文等は・許用途の限定列挙なのか・あるいはただの例示的記載なのか教えていただきたく何卒よろしくお願いいたします。	許用途の限定列挙です。
14	ステビア抽出物について JFIAの「海外食品添加物規則早見表」では、米国向けのステビア抽出物が「○」とされています。しかし、メーカーに確認したところ、「ステビア由来のステビオール配糖体は純度95%以上でなければ米国では認められない」との回答を得ました。早見表の記載だけでは、このような細かな条件を見落としてしまう可能性があります。同様に「○」と表示されていても、実際には細かな基準や条件が存在する添加物は他にもあるのでしょうか。	早見表で「○」の場合、使用基準や成分規格について、必ず詳細ページをご確認ください。
15	輸出に関する考え方に関する質問です。複数の原料を配合した加工品を米国向けに輸出する場合、各原料メーカーへアレルギー調査を依頼すると、「国内法に基づく管理しか行っていないため、米国向けとして保証はできない」という回答を受けるケースが多くあります。日本国内のメーカーの多くは国内法ベースで管理しているのが実情であり、この状況下で輸出处の商品をどのような考え方で進めていくべきか悩んでいます。輸出対応を進める上での基本的な考え方やアプローチについて、ご教示いただけますと幸いです。	ご質問の原材料メーカーの対応は、品質保証が可能な範囲を正しく認識した適切な対応です。残念ながら輸出も視野に入れた品質保証を行っている原材料メーカーは少ないのが現状です。現実的な対応策としては、①米国向けのアレルギーを保証してくれる原材料メーカーを探索するか、②原材料メーカーの製造工程を厳しく査察／確認し、個別に原材料メーカーと品質保証契約を結ぶ（規格書等で規定。原材料メーカーの協力と、コストアップの許容が必須）しかないと思います。